

付 議 第 3 号

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県文化財保護条例施行規則(昭和 51 年高知県教育委員会規則第 5 号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県文化財保護条例施行規則(昭和51年高知県教育委員会規則
第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第17条第2項第2号中「き損している」を「毀損している」
に、「き損の」を「毀損の」に改め、同条第3項第1号中「き損
し」を「毀損し」に改め、同項第2号中「き損し」を「毀損し」
に、「き損又は」を「毀損又は」に改め、同項第3号中「き損
し」を「毀損し」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県文化財保護条例施行規則(抜粋)

(所在の場所の変更届を要しない場合)

第 11 条 条例第 7 条ただし書又は条例第 29 条第 1 項において準用する条例第 7 条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第 14 条第 1 項の規定による許可を受け、又は条例第 28 条第 1 項の規定による届出をして行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

(4)～(6) 略

(現状変更の許可等)

第 17 条 略

2 条例第 14 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 県保護有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 条例第 32 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状に復するとき。

(2) 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 県史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部

旧

高知県文化財保護条例施行規則(抜粋)

(所在の場所の変更届を要しない場合)

第 11 条 条例第 7 条ただし書又は条例第 29 条第 1 項において準用する条例第 7 条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第 14 条第 1 項の規定による許可を受け、又は条例第 28 条第 1 項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

(4)～(6) 略

(現状変更の許可等)

第 17 条 略

2 条例第 14 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 県保護有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 条例第 32 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状に復するとき。

(2) 県史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 県史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部

分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

高知県文化財保護条例施行規則一部改正の概要

1 概要

高知県文化財保護条例の関係規定と同様に文化財保護法の改正に伴う、表記の整理を条例施行規則の下記の条項について行うもの。

2 改正の効果

高知県文化財保護条例施行規則及び高知県文化財保護条例の効果に影響は無い。

3 改正に関する文化財保護条例の各規定

改正内容	高知県文化財保護条例	高知県文化財保護条例施行規則
「現状の変更」を「現状変更」に改める	第 14 条第 1 項 第 28 条第 1 項	第 11 条第 1 項第 3 号
「き損」を「毀損」に改める	第 14 条第 2 項	第 17 条第 2 項第 2 号
	第 32 条第 2 項	第 17 条第 3 項第 1 号、2 号、3 号